

バナナ通信

第53号

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



今号の内容

- 2頁 NPO等活動基盤強化講座のご案内
- 3頁 内閣府からのお知らせ
- 4頁 NPO法改正（H28年度）について

助成金情報

◇詳細は各団体へ直接お問い合わせするか、各団体のホームページをご覧ください

『那覇青果社会貢献基金』

【応募対象】

民間の非営利団体(団体の法人格は問わず)が実施する①自然環境保全、②希少生物の保護・育成
③児童生徒の食生活教育の事業

【応募期間】

平成28年12月1日～平成29年2月28日まで

【助成金額】

総額120万円以内。1団体あたり、50万円が上限。

【問い合わせ・申込み先】

那覇青果物卸商業協同組合 総務部

TEL:098-863-4171 FAX:098-863-4175

詳細は下記まで

<http://www.nahaseika.or.jp/>

『アジア・市民交流助成』

【対象事業】

日本に活動の拠点を置く団体が実施する相互理解や友好親善を促進する市民レベル・地域レベルの交流事業
(ASEAN10カ国と日本での活動が対象)

【応募期間】

平成29年6月1日まで(平成29年10月1日以降に開始し、平成30年3月31日までに完了する事業)

【助成金額】

移動費、宿泊費、会場使用料の一部(上限150万円)

【問い合わせ・申込み先】

国際交流基金アジアセンター

TEL:03-5369-6025 e-mail:jfac-grant@jpf.go.jp

詳細は下記まで

<http://ifac.jp/culture/grant-fellowship/>

沖縄県内NPO法人
575法人(1月6日現在)

法人設立認証縦覧中の団体
1団体(1月6日現在)

発行日:平成29年1月6日

発行:沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>



「ガッチリおさえる！NPO等の運営講座」 ご案内

講座1

【NPO法人設立及び設立後の実務】(NPO向け)
10:30～ 講師:行政書士 90分

講座2

【税務会計講座】(NPO法人向け)
13:00～ 講師:税理士 150分

講座3

【登記事務】(NPO法人向け)
15:30～ 講師:司法書士 30分

講座4

【経営マネジメント】(NPO法人向け)
16:00～ 講師:MBA(経営学修士) 120分

課外講座

【NPO法人設立及び設立後の実務】(個別相談)
18:00～ 行政書士が個別に相談に応じます(希望者のみ)

※興味のある内容の講座を選んで申し込む形式です。下記日程はすべて同じ内容です。(受講無料)

日程

- 平成29年1月20日(金) 大濱信泉記念館 多目的ホール(石垣市)
- 平成29年1月25日(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市)
- 平成29年2月3日(金) 沖縄県男女共同参画センターているる(那覇市)
- 平成29年2月10日(金) 宮古島市マリントーミナルビル(宮古島市)

申込み方法

- FAX 098-882-3264 * 受講申込書に必要事項を記入し、送信
- ホームページ <http://npo-okinawa.jimdo.com/> * サイトから必要事項入力し、送信

実施主体

NPO法人The街のヤールー

問い合わせ

TEL:098-894-3223 FAX:098-882-3264 比嘉行政書士事務所内

内閣府 NPO 法人ポータルサイトを ご活用ください！

NPO 法人
の皆様へ

特定非営利活動促進法第 72 条に新たに第 2 項が設けられ、NPO 法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、NPO 法人に対して内閣府 NPO 法人ポータルサイト等を活用した積極的な情報の公表に努めるように努力義務が規定されました。内閣府では NPO 法人ポータルサイトの全面リニューアルを行い、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。貴団体の情報発信の手段として、様々な媒体からアクセスがしやすくなった新しいサイトを是非ともご活用ください！



<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

2016 年 7 月

内閣府 NPO 法人ポータルサイトが
リニューアルしました！

※PC・タブレット・スマートフォンでご利用できます。



内閣府 NPO 法人ポータルサイト

検索

内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおいて、特定非営利活動法人(NPO 法人)が、団体の活動情報や財務情報等を、NPO 活動に参加や支援、興味のある方へ向けて発信する場を提供しています。

掲載できる情報

- 組織情報
 - + 電話番号
 - + FAX 番号
 - + メールアドレス
 - + ホームページ URL
 - + 常勤職員数
 - + 事業活動の内容
- 財務情報
 - + 事業年度
 - + 活動計算書
 - + 貸借対照表
 - + 準拠している会計基準

※当サイトの各法人の情報ページは、各 NPO 法人のホームページにリンクを貼ることができます。掲載されている情報については、転載・再利用が可能となっております。詳しくは内閣府 NPO ホームページ「このサイトについて」をご覧ください。

⇒ <https://www.npo-homepage.go.jp/notice>

ステップ 1

ユーザ登録をしてください。

①ログイン画面から「新規ユーザ登録」をしてください。※

②内閣府から確認書類が郵送されます。

③書類に従って手順を完了してください。

※ 利用規約を確認し、同意の上、手順に従ってご登録ください。

ステップ 2

活動情報の発信にご活用ください。

①ログイン画面からマイページへログインします。

②情報を登録・更新し、公開申請をします。

③内閣府が承認すると内閣府 NPO ポータルサイトに公開されます。

※ ご不明な点がございましたら、専用フォームにてお問い合わせください。 <https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>

NPO法改正 (H28年度)のお知らせ

平成28年6月7日、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が公布され、平成29年4月1日から施行されることが決まりました。ただし、一部は、公布の日から、もしくは公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

手続きの見直しに関するもの

認証申請の縦覧期間が現行の2か月間から1か月間に短縮されます。
これに伴い、縦覧書類の補正期間も1か月間から2週間に短縮されます。
※定款変更の縦覧期間も同様に、現行の2か月間から1か月間に短縮となります。

貸借対照表の公告が必要となります。(施行日は、平成30年9月頃を予定)
前事業年度の貸借対照表の作成後、次の(1)～(4)の方法のうち、定款で定める方法により公告する方式となります。

- (1)官報に掲載する方法
- (2)日刊新聞紙に掲載する方法
- (3)電子公告(※法人のホームページ、内閣府のポータルサイトを利用する方法を含む。)
- (4)公衆の見やすい場所に掲示する方法

これに関連して、法務局で行う資産の総額の登記が不要になります。また、定款に公告の方法を定める必要がありますので、総会において議決後、所轄庁へ定款変更届出が必要になります。

認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事前提出が不要になります。
事前提出を不要とし、金額に関わらず毎事業年度1回の事後提出となります。

情報公開の推進に関するもの

内閣府のポータルサイトにおける情報の提供が拡大されます(公布の日から施行)
内閣府ポータルサイトを活用した積極的な公表に努めるものとされました。※前ページ参照

事業報告書等を備え置く期間が延長されます。
NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間及び提出された事業報告書等を所轄庁において、閲覧・謄写できる期間が、3年間から5年間へ延長されます。また、認定NPO法人等が役員報酬規程等を事務所に備え置かなければならない期間も同じく、3年間から5年間に延長されます。

その他

「仮認定」の名称が「特例認定」に変わります。